

## ○札幌市議会政務活動費収支報告書の閲覧等に関する要綱

平成18年11月28日 議長決裁

平成21年4月1日 一部改正

平成25年2月28日 一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、札幌市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年3月30日条例第8号）第10条第2項及び同規則（平成13年3月30日規則第31号。以下「規則」という。）第7条の規定による収支報告書及び領収書等の写し並びに政務活動費に関する取扱要領（平成17年3月24日議会改革検討委員会決定）第6条第2項の規定による政務活動概要報告書（以下「収支報告書等」という。）の閲覧並びに情報提供について必要な事項を定めるものとする。

(情報提供)

第2条 議会事務局長は、請求に応じて収支報告書等を閲覧に供するほか、市民への情報提供を推進するため、収支報告書等を複写したものを議会図書室に備え付け、一般の閲覧に供するものとする。また、政務活動費に関する情報を広報誌及びインターネットホームページに掲載するものとする。

(閲覧場所等)

第3条 規則第7条第3項に基づく札幌市議会の議長が指定する場所及び時間は、札幌市役所本庁舎15階の議会図書室において午前8時45分から午後5時15分までとする。

(閲覧業務を行わない日)

第4条 閲覧業務を行わない日は、札幌市の休日を定める条例（平成2年6月15日条例第23号）第1条第1項に規定する本市の休日とする。

(閲覧手続)

第5条 収支報告書等又は収支報告書等を複写したものを閲覧しようとする者（以下「閲覧者」という。）は、それぞれ次の各号に定める手続により閲覧することができる。

- (1) 収支報告書等を閲覧しようとする者は、政務活動費収支報告書等閲覧請求書（様式1）により閲覧請求を行うこと。
- (2) 収支報告書等を複写したものを閲覧しようとする者は、議会図書室利用の申し出を行うこと。

(写しの交付)

第6条 収支報告書等の写しの交付は、札幌市情報提供推進要綱（昭和63年12月19日総務局長決裁）に基づき実施する。

(閲覧者の遵守事項)

第7条 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 閲覧場所には、危険物など他の者の迷惑になるものを持ち込まないこと。
- (2) 収支報告書等（これを複写したものを含む。以下同じ。）は、ファイルから取り外さないこと。
- (3) 収支報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等を行わないこと。
- (4) 閲覧時間を遵守すること。
- (5) 閲覧場所では、音読、談話、飲食など他の閲覧者の迷惑になる行為をしないこと。
- (6) その他係員の指示に従うこと。

(閲覧の中止又は禁止)

第8条 議会事務局長は、閲覧者がこの要綱に違反する場合は、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(準用)

第9条 収支報告書等又は収支報告書等を複写したものの閲覧を行う際の議会図書室の利用については、この要綱に定めるもののほか、札幌市議会図書室管理規程（昭和28年4月1日市議会告示第3号）の関係規定を準用する。

附 則

この要綱は、平成14年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 平成25年2月までの分として交付された政務調査費に係る収支報告書等の閲覧及び情報提供については、なお従前の例による。

様式1

政務活動費収支報告書等閲覧請求書

(閲覧される方は、下記の事項にご記入願います。)

NO.

年 月 日	年 月 日
住 所	
氏 名	
閲覧を請求する収支報告書等	
年度の収支報告書等	
年度の収支報告書等	
年度の収支報告書等	
年度の収支報告書等	